

READYMATIC Fixer and Replenisher

JAPAN DEN_ケアストリームヘルス株式会社

バージョン番号: 1.1

安全データシート - JIS Z 7253 : 2019 準拠

Chemwatch 危険有害性警告コード: 3

発行日: 07/15/2022

印刷日: 01/27/2023

L.GHS.JPN.JA

セクション1 化学品及び会社情報

製品に関する情報

製品名	READYMATIC Fixer and Replenisher
化学物質名	該当しない
同義語	データ無し
化学式	該当しない
他の製品特定手段	8606873FIX

推奨用途及び使用上の制限

推奨用途及び使用上の制限	写真用化学薬品 専門的なユーザーに限定されている 製造者の指示に従い使用すること。
--------------	---

供給者の詳細

供給者の会社名称	JAPAN DEN_ケアストリームヘルス株式会社	JAPAN DEN_Carestream Health Japan Co., Ltd
住所	東京都江東区冬木11-17 Japan	11-17 Fuyuki, Koto-ku Japan
電話番号	1-800-328-2910	1-800-328-2910
FAX番号	データ無し	データ無し
ホームページ	http://www.carestream.com	http://www.carestream.com
eメール	WW-EHS@carestreamhealth.com	WW-EHS@carestreamhealth.com

緊急連絡電話番号


会社名	CHEMTREC	CHEMTREC
緊急連絡電話番号	(Japan): +81 3-4520-9637	(Japan): +81 3-4520-9637
その他の緊急連絡電話番号	(International): +1-703-527-3887	(International): +1-703-527-3887

セクション2 危険有害性の要約

化学物質又は混合物の分類

分類 [1]	生殖毒性 区分1B
凡例:	1. Chemwatchによる分類; 2. 日本 NITE GHS 分類データベースによる分類

GHSラベル要素

絵表示:	
注意喚起語	危険

危険有害性情報

H360	生殖能又は胎児への悪影響のおそれ
------	------------------

注意書き: 安全対策

P201	使用前に取扱説明書を入力すること。
P280	保護手袋, 保護衣を着用すること。

注意書き: 応急措置

P308+P313	ばく露又はばく露の懸念がある場合: 医師の診察/手当てを受けること。
-----------	------------------------------------

READYMATIC Fixer and Replenisher

注意書き: 保管(貯蔵)

P405	施錠して保管すること。
------	-------------

注意書き: 廃棄

P501	内容物／容器を国際、国、都道府県、又は市町村の規則に従って、認可を受けた有害又は特別廃棄物処理場に廃棄すること。
------	--

セクション3 組成および成分情報

物質

混合物の組成については、以下のセクションを参照してください

混合物

CAS番号	%[重量]	名称	官報公示整理番号		ナノフォーム粒子特性
			化審法	安衛法	
7732-18-5*	80-90	Water	-	公表	データ無し
7783-18-8*	10-20	Ammonium thiosulfate	1-405	公表	データ無し
1330-43-4*	>0.3-<0.5; 0.4 (代表値)	Sodium borate	1-69	公表	データ無し
凡例:	[e] 内分泌かく乱作用をもつと認められている物質				

セクション4 応急措置

必要な応急措置の説明

眼に入った場合	眼に入った場合: ▶ 直ちに水で洗浄すること。 ▶ 刺激が続く場合、医師の手当てを受けること。 ▶ 眼に損傷がある場合、コンタクトレンズの取り外しは、専門家に任せること。
皮膚に付着した場合	皮膚又は髪に付着した場合: ▶ 流水で皮膚および髪を洗浄すること。必要に応じて石鹸を使用すること。 ▶ 炎症がある場合には、医師の手当てを受けること。
吸入した場合	▶ ヒューム、エアゾールまたは燃焼生成物を吸入した場合、汚染区域から退去すること。 ▶ 通常、他の措置を講じる必要はないと考えられている。
飲み込んだ場合	▶ 直ちにコップ1杯の水を飲ませること。 ▶ 応急措置は通常必要とは考えられていない。懸念がある場合には、医師に相談すること。

医師に対する特別な注意事項

対症療法を行うこと。

セクション5 火災時の措置

消火剤

- ▶ 水スプレーまたは霧
- ▶ 泡沫
- ▶ 乾燥化学粉末
- ▶ BCF (規制されていない場合)
- ▶ 二酸化炭素

特有の危険有害性

火災の際に避けるべき条件	知見なし。
--------------	-------

消火活動に関する情報

特有の消火方法	▶ 消防に通報し、事故の場所と危険有害性に関する情報を伝えること。 ▶ 呼吸装置を備えた全身保護衣を着用すること。 ▶ あらゆる手段を用いて、排水路または水路への漏出物の流入を防ぐこと。 ▶ 水の微細噴霧を利用し、鎮火および火災現場周辺の冷却に努めること。 ▶ 液体が溜まっている場所には水噴霧しないこと。 ▶ 高温であると疑われる容器に接近してはならない。 ▶ 火災にばく露された容器は、安全が確保される場所から水噴霧すること。 ▶ 火の通り道とならない場所に容器を移動すること(安全性が確保できる場合のみ)。
火災及び爆発の危険性	▶ 可燃性である。 ▶ 熱または炎にばく露した場合、軽度の火災危険を伴う。 ▶ 加熱時の膨張または分解により、容器が激しく破裂することがある。 ▶ 燃焼時に、刺激性／毒性ガスを放出することがある。 ▶ 刺激性の煙を放出することがある。 ▶ 可燃性物質を含む噴霧は爆発することがある。 ▶ 有毒ガスを放出することがある。

セクション6 漏出時の措置

人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置

セクション 8 参照

READYMATIC Fixer and Replenisher

環境に対する注意事項

セクション 12 参照

封じ込め及び浄化の方法及び機材

小規模漏出の場合	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 全ての発火源を除去すること。 ▶ 直ちに全ての漏出物を除去すること。 ▶ 蒸気の吸入、皮膚および目との接触を避けること。 ▶ 保護具を着用し、人体への接触を抑制すること。 ▶ 砂、土、不活性物質またはパーミキュライトを用いて漏出物を吸収し、流出を防ぐこと。 ▶ 拭き取ること。 ▶ 廃棄用の表示がなされた適切な容器へ回収すること。
大規模漏出の場合	<p>中程度の危険有害性</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 現場から人員を退去させ、風上へ移動させること。 ▶ 消防に通報し、事故の場所と危険有害性に関する情報を伝えること。 ▶ 呼吸装置を備えた保護衣および保護手袋を着用すること。 ▶ あらゆる手段を用いて、排水路または水路への漏出物の流入を防ぐこと。 ▶ 禁煙。裸火または発火源の使用禁止。 ▶ 換気量を増やすこと。 ▶ 安全に対処できる場合、漏えいを阻止すること。 ▶ 砂、土、またはパーミキュライトを用いて流出を防ぐこと。 ▶ リサイクル用の表示がなされた容器へ再利用可能な製品を回収すること。 ▶ 砂、土、またはパーミキュライトを用いて残留物を吸収すること。 ▶ 固体残留物を回収し、廃棄用の表示がなされたドラム缶に入れ密封すること。 ▶ 現場を洗浄し、排水路への流入を防ぐこと。 ▶ 排水路または水路の汚染が生じた場合、救急隊に報告すること。

個人用保護具に関する情報については、SDSのセクション8をご参照ください。

セクション7 取扱い及び保管上の注意

安全な取扱いのための予防措置

安全取扱注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 吸入を含む、人体へのあらゆるばく露を避けること。 ▶ ばく露の可能性がある場合は、保護衣を着用すること。 ▶ 換気の良い場所で使用すること。 ▶ 窪地および排水だめでの濃縮を避けること。 ▶ 閉所に入る際は、必ず事前に大気検査を行うこと。 ▶ 人体、食品、食器、料理器具との接触を絶対に避けること。 ▶ 混触危険物質との接触を避けること。 ▶ この製品を使用するときには、飲食又は喫煙をしないこと。 ▶ 使用時以外は、容器を完全に密封して保管すること。 ▶ 容器の物理的破損を避けること。 ▶ 取り扱い後は、石鹸と水を用いて必ず手を洗うこと。 ▶ 使用した作業着は、他のものと分けて洗濯すること。汚染された衣類を再使用する場合には洗濯をすること。 ▶ 職業労働規範に従うこと。 ▶ 保存および取り扱いに関する製造者の指示に従うこと。 ▶ 作業環境の安全性を維持するため、空気中の濃度をばく露限度以下に保ち、作業環境を定期的にモニタリングすること。
他の情報	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 元の容器のまま保管すること。 ▶ 容器を完全に密封して保管すること。 ▶ 禁煙。裸火または発火源となるもの使用禁止。 ▶ 換気の良い冷乾所に保管すること。 ▶ 混触危険物質および食品容器から隔離して保管すること。 ▶ 容器の損傷を避け、漏れを定期的に確認すること。 ▶ 保存および取り扱いに関する製造者の指示に従うこと。

混触危険性を含む、安全な保管条件

適切な保管条件	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 金属缶またはドラム缶 ▶ 製造者が推奨する容器を使用すること。 ▶ すべての容器に明確なラベルが貼り付けられていることおよび漏れがないことを確認すること。
避けるべき保管条件	知見なし。

セクション8 ばく露防止及び保護措置

管理パラメーター

許容濃度(OEL)

成分に関する情報

出典	成分	物質名	TWA	STEL	ピーク	注記
日本産業衛生学会:許容濃度(粉塵の許容濃度)	Ammonium thiosulfate	その他の無機および有機粉塵	2 mg/m ³	データ無し	データ無し	吸入性粉塵*
日本産業衛生学会:許容濃度(粉塵の許容濃度)	Ammonium thiosulfate	線香材料粉塵	1 mg/m ³	データ無し	データ無し	吸入性粉塵*

緊急ばく露限度

成分	TEEL-1	TEEL-2	TEEL-3
Ammonium thiosulfate	12 mg/m ³	130 mg/m ³	790 mg/m ³
Sodium borate	6 mg/m ³	88 mg/m ³	530 mg/m ³

READYMATIC Fixer and Replenisher

成分	オリジナルIDLH	改訂IDLH
Water	データ無し	データ無し
Ammonium thiosulfate	データ無し	データ無し
Sodium borate	データ無し	データ無し

職業暴露バンディング

成分	職業暴露バンド評価	職業暴露帯域制限
Sodium borate	D	> 0.01 to ≤ 0.1 mg/m ³
注記:	職業暴露バンディングは、化学物質の効力および曝露に関連する有害な健康上の結果に基づいて、特定のカテゴリまたはバンドに化学物質を割り当てるプロセスです。このプロセスの出力は、労働者の健康を守ることが期待される露光濃度の範囲に対応する職業暴露バンド(OEB)、です。	

物質データ

ばく露管理

<p>適切な工学的管理方法</p>	<p>工学的管理(設備対策)は、危険有害性を排除するため、または作業員を危険有害性から防御するために使用される手法である。適切に設計された工学的管理(設備対策)により、通常、作業員が関与することなく、作業員を効果的に保護することができる。</p> <p>工学的管理(設備対策)の基本: 工程管理 - 作業または作業工程に変更を加え危険性を低減する。 放出源の密閉および/または隔離 - 作業員を物理的危険有害性から隔離する。換気 - 効果的に作業環境の空気を入れ替える。適切に設定されている場合、換気により空気中の汚染物質を排除または希釈することができる。換気システムは、特定の工程および使用する化学物質または汚染物質に合わせて設計する必要がある。 雇用主は、作業員の過剰ばく露を避けるために複数の制御手法を用いる必要がある。 通常の作業条件下では、全体排気で十分である。過剰ばく露のリスクがある場合には、JIS認可の呼吸器用保護具を着用すること。安全性を確保するために、保護具は正しく装着することが重要である。倉庫あるいは閉鎖的な保管場所では、十分な換気を行うこと。汚染物質を効果的に除去するために必要となる新鮮な循環空気「制御風速」は、作業場で発生する汚染物質を含む空気「脱出」速度により異なる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>汚染物質の種類:</th> <th>気流速度:</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(静止空気中において)タンクから蒸発した溶剤、蒸気、脱脂剤など</td> <td>0.25-0.5 m/秒 (50-100 f/分)</td> </tr> <tr> <td>注入作業、断続的な容器充填、低速コンベア輸送、溶接、飛散、めっき(酸性ガス)、酸洗いから生じるエアゾール、ガス(発生源からの緩やかな放出)</td> <td>0.5-1 m/秒 (100-200 f/分)</td> </tr> <tr> <td>直接噴霧、小型ブースでのスプレー塗装、ドラム缶充填、コンベヤー荷積み、粉碎粉じん、ガス放出(気流が速い場所への放出)</td> <td>1-2.5 m/秒 (200-500 f/分)</td> </tr> <tr> <td>研削、吹き付け加工、タンブリング、高回転機器から発生する粉じん(気流が非常に激しく速い場所への高初速度での放出)</td> <td>2.5-10 m/秒 (500-2000 f/分)</td> </tr> </tbody> </table> <p>各範囲における最適値の決定要素:</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>下限値</th> <th>上限値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1: 室内空気流が最少または捕捉しやすい</td> <td>1: 室内空気流が乱れている</td> </tr> <tr> <td>2: 汚染物質の毒性が低いまたは抑制的効果のみを有する</td> <td>2: 汚染物質の毒性が高い</td> </tr> <tr> <td>3: 発生が断続的で少量</td> <td>3: 発生量が多く、使用頻度が高い</td> </tr> <tr> <td>4: 大型排気フードまたは空気流量が多い</td> <td>4: 小型排気フードまたは局所制御のみ</td> </tr> </tbody> </table> <p>理論的には、単一の吸入パイプの開口部から遠くなるにつれ、気流速度は急速に落ちる。一般的に、速度は吸入口からの距離の二乗に比例して減少する(単純なプロセスの場合)。したがって、吸入口における気流速度は、汚染源からの距離を考慮して調節すべきである。例えば、吸入口から2m離れたタンクで発生した溶剤を吸引するには、吸入ファンの気流速度は、最低1~2m/秒(200~400ft/分)であるべきである。吸入装置の機能に欠陥を生じるような機械的要素を考慮すると、吸入システムを導入もしくは使用する際には、理論上の気流速度に10以上の係数をかけることが不可欠である。</p>	汚染物質の種類:	気流速度:	(静止空気中において)タンクから蒸発した溶剤、蒸気、脱脂剤など	0.25-0.5 m/秒 (50-100 f/分)	注入作業、断続的な容器充填、低速コンベア輸送、溶接、飛散、めっき(酸性ガス)、酸洗いから生じるエアゾール、ガス(発生源からの緩やかな放出)	0.5-1 m/秒 (100-200 f/分)	直接噴霧、小型ブースでのスプレー塗装、ドラム缶充填、コンベヤー荷積み、粉碎粉じん、ガス放出(気流が速い場所への放出)	1-2.5 m/秒 (200-500 f/分)	研削、吹き付け加工、タンブリング、高回転機器から発生する粉じん(気流が非常に激しく速い場所への高初速度での放出)	2.5-10 m/秒 (500-2000 f/分)	下限値	上限値	1: 室内空気流が最少または捕捉しやすい	1: 室内空気流が乱れている	2: 汚染物質の毒性が低いまたは抑制的効果のみを有する	2: 汚染物質の毒性が高い	3: 発生が断続的で少量	3: 発生量が多く、使用頻度が高い	4: 大型排気フードまたは空気流量が多い	4: 小型排気フードまたは局所制御のみ
汚染物質の種類:	気流速度:																				
(静止空気中において)タンクから蒸発した溶剤、蒸気、脱脂剤など	0.25-0.5 m/秒 (50-100 f/分)																				
注入作業、断続的な容器充填、低速コンベア輸送、溶接、飛散、めっき(酸性ガス)、酸洗いから生じるエアゾール、ガス(発生源からの緩やかな放出)	0.5-1 m/秒 (100-200 f/分)																				
直接噴霧、小型ブースでのスプレー塗装、ドラム缶充填、コンベヤー荷積み、粉碎粉じん、ガス放出(気流が速い場所への放出)	1-2.5 m/秒 (200-500 f/分)																				
研削、吹き付け加工、タンブリング、高回転機器から発生する粉じん(気流が非常に激しく速い場所への高初速度での放出)	2.5-10 m/秒 (500-2000 f/分)																				
下限値	上限値																				
1: 室内空気流が最少または捕捉しやすい	1: 室内空気流が乱れている																				
2: 汚染物質の毒性が低いまたは抑制的効果のみを有する	2: 汚染物質の毒性が高い																				
3: 発生が断続的で少量	3: 発生量が多く、使用頻度が高い																				
4: 大型排気フードまたは空気流量が多い	4: 小型排気フードまたは局所制御のみ																				
<p>個人保護措置</p>																					
<p>眼/顔面の保護</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▶ サイドシールド付きの保護眼鏡。 ▶ ケミカルゴーグル。 ▶ コンタクトレンズの使用は、特殊な危険有害性を引き起こすことがある; ソフトコンタクトレンズは、刺激物を吸収・濃縮することがある。レンズの着用および使用制限を明記した方針文書を作成の種類または場所ごとに作成しておくこと。当該文書には、レンズによる使用化学物質群の吸収および吸着に関する評価結果、および障害例の記録等を掲載すること。医療関係者や救急隊員はレンズの取り外しについての訓練を受け、同時に適切な器具を速やかに使用できるよう準備しておくべきである。化学物質へのばく露時には、直ちに洗眼し、速やかにレンズを取り外すこと。眼の発赤または刺激の初期兆候が見られる場合には、レンズを取り外すこと - レンズの取り外しは、清潔な環境において、手をよく洗ってから行なうべきである。[CDC NIOSH Current Intelligence Bulletin 59], [AS/NZS 1336 または国内同等規格] 																				
<p>皮膚の保護</p>	<p>以下の手の保護具を参照してください。</p>																				
<p>手/足の保護</p>	<p>適切な手袋の選択は、材質だけでなく、製造業者間で異なる品質保証にも注意する必要がある。化学品が複数の化学物質の調剤である場合、手袋材質の耐久性は事前に計算することができず、したがって、使用前に確認しておくことが重要である。</p> <p>物質に対する正確な破過時間は、保護手袋製造業者から得ることができ、最終的な選択の際に重視するものである。</p> <p>個人衛生は効果的な手の保護の重要な要素である。手袋は清潔な手に着用する必要がある。手袋使用後は、手を洗浄し、完全に乾燥させる必要がある。無香料の保湿剤を使用することが望ましい。</p> <p>手袋種類の適合性と耐久性は使用用途による。手袋の選定における重要な要因は次のとおりである:</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 接触頻度および時間、 ・ 手袋材料の耐化学品性、 ・ 手袋の厚さ、 ・ 作業性 <p>関連する規格に適合した手袋を使用すること(欧州EN374、US F739、AS/NZS 2161.1または国内同等規格等)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 長期使用または高頻度の繰り返し接触が発生することがある場合、保護クラス5以上の手袋の使用が望ましい(EN374、AS/NZS 2161.1または国内同等規格による計測で、破過時間240分を超えるもの)。 ・ 短時間の接触のみ予定されている場合、保護クラス3以上の手袋の使用が望ましい(EN374、AS/NZS 2161.1または国内同等規格による計測で、破過時間60分を超えるもの)。 ・ 手袋に使用されるポリマー種類には、動作による影響が少ないものがあり、長期使用の際にはこのことを考慮するべきである。 ・ 汚染された手袋は交換すること。 <p>あらゆる用途で、ASTM F-739-96に定義されているように、手袋は次のように評価されている:</p>																				

READYMATIC Fixer and Replenisher

	<ul style="list-style-type: none"> ・優良 破過時間 > 480分 ・良 破過時間 > 20分 ・可 破過時間 < 20分 ・推奨しない 手袋材料の劣化時 <p>一般的な用途では、通常0.35mmより厚い手袋が推奨される。 手袋の透過性は材質の構造に依存し、厚さは必ずしも特定の化学品に対する耐性を表すものではないことに注意が必要である。そのため、手袋は、作業要件を考慮し、破過時間の知識に基づき選択されるべきである。 手袋の厚さはまた、製造業者、手袋種類またはモデルにより異なることがある。したがって、作業に最も適した手袋を選択するためには、製造業者の技術データを常に考慮すべきである。 注意: 実行中の作業により、様々な厚さの手袋が、特定の作業を行うために必要となる場合がある。例: ・薄手の手袋 (0.1mm以下まで) は、手先の器用さが要求される作業時に推奨される。しかし、このタイプの手袋は、短い保護時間のみ考慮されており、通常は使い捨てが想定される。 ・厚手の手袋 (3mm以上) は、摩擦または穿刺の可能性がある、機械的(および化学的)リスクがある作業時に推奨される。 手袋は清潔な手に着用する必要がある。手袋使用後は、手を洗浄し、完全に乾燥させる必要がある。無香料の保湿剤を使用することが望ましい。 ▶ ポリ塩化ビニル製などの化学用保護手袋を着用すること。 ▶ ゴム製などの安全靴または安全長靴を着用すること。</p>
身体の保護	以下の他の保護具を参照してください。
他の保護	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 防護用密閉服(つなぎ型) ▶ 塩化ビニル製エプロン ▶ 保護クリーム ▶ 皮膚洗浄クリーム ▶ 洗眼用設備

セクション9 物理的及び化学的性質

物理的および化学的性質に関する基本情報

外観	黄色		
物理状態	液体	相対密度 (水 = 1)	1.09
臭い	アンモニア臭	n-オクタノール/水分配係数	データ無し
嗅覚閾値	データ無し	自然発火点 (°C)	データ無し
pH	4.4	分解温度 (°C)	データ無し
融点/凝固点 (°C)	データ無し	動粘性率 (cSt)	データ無し
沸点/初留点/沸点範囲 (°C)	>100	モル質量 (g/mol)	データ無し
引火点 (°C)	>93	味	データ無し
蒸発速度	データ無し	爆発性	データ無し
可燃性	該当しない	酸化特性	データ無し
爆発上限界 (%)	データ無し	表面張力 (dyn/cm or mN/m)	データ無し
爆発下限界 (%)	データ無し	揮発性成分 (%vol)	データ無し
蒸気圧 (kPa)	2.4	ガスグループ	データ無し
溶解度	易溶	pH (溶液) (1%)	データ無し
相対ガス密度 (空気 = 1)	0.6	揮発性有機化合物 g/L	データ無し
ナノフォーム溶解度	データ無し	ナノフォーム粒子特性	データ無し
粒子サイズ	データ無し		

セクション10 安定性及び反応性

反応性	セクション 7 参照
化学的安定性	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 混触危険性物質が存在する。 ▶ 製品は安定していると考えられる。 ▶ 危険な重合反応は起こらないと考えられる。
危険有害反応可能性	セクション 7 参照
避けるべき条件	セクション 7 参照
混触危険物質	セクション 7 参照
危険有害な分解生成物	セクション 5 参照

セクション11 有害性情報

毒物学的影響に関する情報

吸入した場合	本物質は、(動物モデルを用いたEC指令の分類に基づく) 有害な健康影響を及ぼす物質または気道刺激性物質とは考えられていない。それでもなお、作業環境においては、適正衛生規範 (GHP) に従いばく露を最小限に抑え、適切な管理策を講じるべきである。
飲み込んだ場合	EC指令または他の分類基準により、「飲み込むと有害」に分類されていない。これは、裏付けとなる動物またはヒトにおける証拠が不足しているためである。
皮膚に付着した場合	本物質は、接触により、(動物モデルを用いたEC指令の分類に基づく) 有害な健康影響を及ぼす物質または皮膚刺激性物質とは考えられていない。それでも、作業環境においては、適正衛生規範 (GHP) に従いばく露を最小限に抑え、適切な保護手袋を使用すべきである。 開放創、擦り傷または炎症がある場合は、皮膚への接触を避けること。 切創、擦り傷または病変部などを通じて血流に侵入すると、悪影響を及ぼす全身性疾患を引き起こすことがある。使用前に皮膚を検査し、あらゆる外傷を適切に保護しておくこと。
眼に入った場合	この液体は、(EC指令の分類に基づく) 刺激性物質としては考えられていないが、眼に入った場合、流涙または結膜発赤 (風焼けの症状と同様) を特徴とする一過性の不快感を生じることがある。

READYMATIC Fixer and Replenisher

慢性毒性	ヒトの受精率の低下が暴露に直接起因するという、実験に基づく十分な証拠がある。	
READYMATIC Fixer and Replenisher	毒性	刺激性
	データ無し	データ無し
Water	毒性	刺激性
	経口(ラット) LD50: >90000 mg/kg ^[2]	データ無し
Ammonium thiosulfate	毒性	刺激性
	吸入(ラット) LC50: >2.6 mg/14h ^[1]	データ無し
	経口(モルモット) LD50: 1098 mg/kg ^[2]	
	経皮(ウサギ) LD50: >2000 mg/kg ^[1]	
Sodium borate	毒性	刺激性
	経口(ラット) LD50: 2403-4207 mg/kg ^[2]	皮膚: 有害作用は認められない(刺激性なし) ^[1]
	経皮(ウサギ) LD50: >2000 mg/kg ^[2]	眼: 有害作用が認められる(刺激性) ^[1]
凡例:	1. 欧州ECHA登録物質 - 急性毒性 - から得られた値。2. *の値は製造者のSDSから得られた値。特に注記のないデータはRTECSから抽出した値。	

急性毒性	×	発がん性	×
皮膚腐食性/刺激性	×	生殖毒性	✓
眼に対する重篤な損傷性 /眼刺激性	×	特定標的臓器毒性 (単回ばく露)	×
呼吸器感受性又は皮膚感受性	×	特定標的臓器毒性 (反復ばく露)	×
生殖細胞変異原性	×	誤えん有害性	×

凡例: × - データ利用不可または、区分に該当しない
 ✓ - 分類済み

内分泌かく乱特性

データ無し

セクション12 環境影響情報

生態毒性

READYMATIC Fixer and Replenisher	エンドポイント	試験期間(時間)	種	値	出典
	データ無し	データ無し	データ無し	データ無し	データ無し
Water	エンドポイント	試験期間(時間)	種	値	出典
	データ無し	データ無し	データ無し	データ無し	データ無し
Ammonium thiosulfate	エンドポイント	試験期間(時間)	種	値	出典
	NOEC(ECx)	504h	甲殻類	>10mg/l	2
	EC50	72h	藻類または他の水生植物	>100mg/l	2
	EC50	48h	甲殻類	230mg/l	2
Sodium borate	エンドポイント	試験期間(時間)	種	値	出典
	LC50	96h	魚類	1900mg/l	4
	EC50(ECx)	96h	藻類または他の水生植物	2.6-21.8mg/l	4
	EC50	96h	藻類または他の水生植物	2.6-21.8mg/l	4
凡例:	1. IUCLID毒性データ 2. 欧州ECHA登録物質 - 生態毒性情報 - 水生毒性 4. 米国環境保護庁, Ecotoxデータベース - 水生毒性データ 5. ECETOC水生環境有害性評価データ 6. NITE(日本) - 生物濃縮性データ 7. METI(日本) - 生物濃縮性データ 8. ベンダーデータ から抽出				

READYMATIC Fixer and Replenisher

下水道または水路に排出しないこと。

残留性・分解性

成分	残留性: 水域/土壌	残留性: 大気
Water	低	低

生体蓄積性

成分	生物濃縮性
	すべての成分のデータ無し

土壌中の移動性

成分	移動性
	すべての成分のデータ無し

内分泌かく乱特性

データ無し

その他の有害影響

セクション13 廃棄上の注意

廃棄方法

製品/容器/包装の廃棄方法	
	<p>廃棄する前に銀を回収してください</p> <p>現地の規則に従って廃棄すること</p> <ul style="list-style-type: none">容器は空であっても化学的な危険有害性を有していることがある。可能な場合、適切な再利用/リサイクルのため、製造者に返送すること。 <p>返送が不可能な場合:</p> <ul style="list-style-type: none">残留物がなくなるまで十分に洗浄できない場合や、同一製品の保管に再利用できない場合には、再利用を防ぐために容器に穴を開け、認可を受けた埋立処分場に廃棄すること。可能であれば警告ラベルおよびSDSを保管し、製品に関する注意事項を厳守すること。 <p>廃棄物の処理要件を定める法規制は、国や地域により異なる。現地で施行されている法規制を確認すること。地域によっては、特定廃棄物の追跡管理が必要となる。</p> <p>段階的な管理が一般的である(取扱者による調査が必要):</p> <ul style="list-style-type: none">リデュース - 廃棄物の発生抑制リユース - 再利用リサイクル - 再生資源の利用廃棄 (最終手段) <p>本製品は、未使用の場合や汚染されていないが意図する用途に適さない場合には、リサイクルしてもよい。汚染されている場合には、ろ過、蒸留またはその他の方法による再生が可能な場合もある。このような判断をする場合、保管寿命も考慮すべきである。取扱い中に物質の性質が変わる可能性があり、その場合には再生利用や再利用が適切とはなり得ない点に注意すること。</p> <ul style="list-style-type: none">器具の洗浄に用いた洗浄水は排水路に流入させないこと。器具の洗浄に用いた洗浄水は、排出する前にすべて回収し適切な処理を施す必要がある。下水道への排出は国内法規制の対象となるため、常に、その国内法規制の要件を考慮しなければならない。不明な点は、担当当局に問い合わせること。製造者にリサイクルの可否を問い合わせ、可能な場合はリサイクルすること。廃棄する場合は廃棄物の処理を管理している都道府県・市町村に問い合わせること。残留物は、認可を受けた埋立処分場に廃棄すること。容器は、可能であれば再生利用、もしくは認可を受けた埋立処分場に廃棄すること。

セクション14 輸送上の注意

以下に示す危険物情報は、製品の配合のみに基づいており、製品のパッケージ構成は考慮されていません。

内部の梱包数量と梱包手順に応じて、この製品はさまざまな輸送モードの特定の規制上の免除または除外を満たす場合があります。

詳細については製品パッケージを参照するか、ship.carestream.comにある「化学製品の危険物ワークシート」フォルダにアクセスしてください。

要求されるラベル

海洋汚染物質	該当しない

陸上輸送 (UN): 危険物輸送規制対象外

航空輸送 (ICAO-IATA / DGR): 危険物輸送規制対象外

海上輸送 (IMDG-Code / GGVSee): 危険物輸送規制対象外

MARPOL 附属書 II 及び IBC コードによるばら積み輸送

該当しない

MARPOL 附属書 V 及び IMSBC コードによるばら積み輸送

製品名	グループ
Water	データ無し
Ammonium thiosulfate	データ無し
Sodium borate	データ無し

ICG コードによるばら積み輸送

READYMATIC Fixer and Replenisher

製品名	輸送タイプ
Water	データ無し
Ammonium thiosulfate	データ無し
Sodium borate	データ無し

セクション15 適用法令

物質又は混合物に特有な安全、健康および環境に関する規制

Water に関する適用法令	日本 労働安全衛生法	日本 化審法: 既存化学物質/新規公示化学物質																				
Ammonium thiosulfate に関する適用法令	日本 労働安全衛生法 日本 化審法: 既存化学物質/新規公示化学物質	日本 毒物及び劇物取締法 - 毒物及び劇物指定令 第二条 - 劇物 日本 粉塵の許容濃度																				
Sodium borate に関する適用法令	ケミカル フットプリント プロジェクト - 高懸念化学物質リスト 化管法 (令和4年度分までの排出量等の把握や令和4年度末までのSDS提供の対象) 化管法 (令和5年度分以降の排出量等の把握や令和5年度以降のSDS提供の対象) 日本 労働安全衛生法	日本 化審法: 既存化学物質/新規公示化学物質 日本 政府によるGHS分類 日本安衛法: 名称等を表示し、又は通知すべき危険物及び有害物																				
労働安全衛生法	<p>名称等を表示し、又は通知すべき危険物及び有害物 文書の交付</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>政令名称</th> <th>政令番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ほう酸及びそのナトリウム塩</td> <td>別表第9の544</td> </tr> </tbody> </table> <p>名称等を表示すべき危険物及び有害物</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>政令名称</th> <th>政令番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>該当しない</td> <td>該当しない</td> </tr> </tbody> </table> <p>製造の許可を受けるべき有害物</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>政令名称</th> <th>政令番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>該当しない</td> <td>該当しない</td> </tr> </tbody> </table> <p>関連する法令・条例</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>危険物 - 酸化性の物</td> <td>該当しない</td> </tr> <tr> <td>危険物 - 引火性の物</td> <td>該当しない</td> </tr> <tr> <td>有機溶剤</td> <td>該当しない</td> </tr> <tr> <td>特定化学物質</td> <td>該当しない</td> </tr> </tbody> </table>		政令名称	政令番号	ほう酸及びそのナトリウム塩	別表第9の544	政令名称	政令番号	該当しない	該当しない	政令名称	政令番号	該当しない	該当しない	危険物 - 酸化性の物	該当しない	危険物 - 引火性の物	該当しない	有機溶剤	該当しない	特定化学物質	該当しない
政令名称	政令番号																					
ほう酸及びそのナトリウム塩	別表第9の544																					
政令名称	政令番号																					
該当しない	該当しない																					
政令名称	政令番号																					
該当しない	該当しない																					
危険物 - 酸化性の物	該当しない																					
危険物 - 引火性の物	該当しない																					
有機溶剤	該当しない																					
特定化学物質	該当しない																					
PRTR - 化管法	<table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>政令名称</th> <th>政令番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>該当しない</td> <td>該当しない</td> <td>該当しない</td> </tr> </tbody> </table>		分類	政令名称	政令番号	該当しない	該当しない	該当しない														
分類	政令名称	政令番号																				
該当しない	該当しない	該当しない																				
毒物及び劇物取締法	医薬用外劇物																					
化審法	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>優先評価化学物質</td> <td>該当しない</td> </tr> <tr> <td>第1種特定化学物質</td> <td>該当しない</td> </tr> <tr> <td>第2種特定化学物質</td> <td>該当しない</td> </tr> <tr> <td>監視化学物質</td> <td>該当しない</td> </tr> <tr> <td>一般化学物質</td> <td>水(精製水), チオ硫酸アンモニウム, ホウ酸ナトリウム</td> </tr> </tbody> </table>		優先評価化学物質	該当しない	第1種特定化学物質	該当しない	第2種特定化学物質	該当しない	監視化学物質	該当しない	一般化学物質	水(精製水), チオ硫酸アンモニウム, ホウ酸ナトリウム										
優先評価化学物質	該当しない																					
第1種特定化学物質	該当しない																					
第2種特定化学物質	該当しない																					
監視化学物質	該当しない																					
一般化学物質	水(精製水), チオ硫酸アンモニウム, ホウ酸ナトリウム																					

国別インベントリ状況

国別インベントリ	状況
オーストラリア - AIC / オーストラリア非工業用	Yes
カナダ - DSL	Yes
カナダ - NDSL	No (Water; Ammonium thiosulfate; Sodium borate)
中国 - IECSC	Yes
欧州 - EINEC / ELINCS / NLP	Yes
日本 - ENCS	Yes
韓国 - KECI	Yes
ニュージーランド - NZIoC	Yes
フィリピン - PICCS	Yes
米国 - TSCA	Yes
台湾 - TCSI	Yes
メキシコ - INSQ	Yes
ベトナム - NCI	Yes
ロシア - FBEPH	Yes

READYMATIC Fixer and Replenisher

国別インベントリ	状況
凡例:	Yes = 全ての成分がインベントリに収録されている No = 記載されている成分はインベントリに収録されていない。これらの成分は対象外であるか、登録・届出が必要である

セクション16 その他の情報

改訂日	07/15/2022
最初の発行日	03/29/2022

他の情報

製品および各成分の分類は、公式かつ信頼性の高い情報源や、参考文献を使用したChemwatch分類委員会独自の評価によるものです。

SDSはハザードコミュニケーションのツールであり、リスクアセスメントの一助として使用されるべきである。掲載されているハザードが、作業場やその他の環境においてリスクをもたらすか否かは、様々な要素により決定される。暴露シナリオを参照することにより、リスクが特定されることもある。使用規模、使用頻度および現行の設備管理も考慮しなければならない。

定義および略語

- ▶ PC-TWA: 時間加重平均許容濃度
- ▶ PC-STEL: 短時間ばく露限界許容濃度
- ▶ IARC: 国際がん研究機関
- ▶ ACGIH: 米国産業衛生専門家会議
- ▶ STEL: 短時間ばく露限界値
- ▶ TEEL: 一時的緊急ばく露限度
- ▶ IDLH: 脱出限界濃度
- ▶ ES: ばく露基準
- ▶ OSF: 臭気安全係数
- ▶ NOAEL: 無毒性量
- ▶ LOAEL: 最小毒性量
- ▶ TLV: 許容濃度
- ▶ LOD: 検出限界値
- ▶ OTV: 臭気検知閾値
- ▶ BCF: 生物濃縮係数
- ▶ BEI: 生物学的ばく露指標
- ▶ AIIC: オーストラリア工業化学品インベントリ
- ▶ DSL: 国内物質リスト
- ▶ NDSL: 非国内物質リスト
- ▶ IECSC: 中国現有化学物質名録
- ▶ EINECS: 欧州既存商業化学物質インベントリ
- ▶ ELINCS: 欧州届出化学物質リスト
- ▶ NLP: もはやポリマーとみなされない物質のリスト
- ▶ ENCS: E既存化学物質 / 新規公示化学物質
- ▶ KECI: 韓国既存化学物質目録
- ▶ NZIoC: ニュージーランド化学物質インベントリ
- ▶ PICCS: フィリピン化学品および化学物質インベントリ
- ▶ TSCA: 有害物質規制法
- ▶ TCSI: 台湾既存化学物質インベントリ
- ▶ INSQ: 国家化学物質インベントリー
- ▶ NCI: 国家化学品インベントリ
- ▶ FBEPH: ロシア 潜在的に有害性のある化学物質及び生物学的物質リスト

ChemwatchのAuthorITeで作成しました。